

審査・表彰

1 審査の方法

学識経験者、建築団体関係者及び行政関係者等で構成する「しまね建築・住宅コンクール審査委員会」により審査し、各部門別に優れたものを選考します。

審査は1次審査、2次審査の2段階で実施し、2次審査では必要に応じて現地審査を行う予定です。

表彰する作品及び活動は、審査委員会の選考結果に基づき、知事が決定します。

2 審査委員会

《審査委員》 ● 細田 智久 (国立大学法人 島根大学 総合理工学部 建築デザイン学科 教授)

金森 菜津子 ((一社)島根県建築士会 女性委員長)

坂本 拓三 ((一社)島根県建築士事務所協会 会長)

福原 昌代 ((一社)島根県建築士会)

持田 明 (大田市 参与)

●は委員長を示します。

3 表彰

●最優秀賞、優秀賞及び奨励賞等を選考します。

●建築物部門の表彰は、建築主、設計者、施工者の3者に表彰状と副賞を授与します。

●活動部門の表彰は、活動の実施者に表彰状と副賞を授与します。

●表彰式は、令和7年2月中旬の予定です。

4 報告書 (作品・活動集)

●受賞された作品及び活動は、「報告書」としてまとめ、県民への普及啓発に活用します。

●報告書は、応募者全員に配布し、県のホームページにて公開します。

なお、審査結果は、表彰式前までは公表できませんのでご了承ください。

▶島根県(土木部建築住宅課)



過去の報告書についても、県のホームページにて公開しています。

応募にあたっての 注意事項

- (1) 提出のあった応募書類は、原則として返却いたしません。
- (2) 応募された作品又は活動に関する知的財産権他、一切の権利に関して、県は責任を負いません。
なお、応募された作品又は活動の建築主等からの申し出、又は他者の知的財産権を侵害する疑いのある場合、応募内容に虚偽の申請があった場合は、発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- (3) 応募された作品又は活動が関係法令に適合しないことが判明した場合は、受賞を取り消すことがあります。
- (4) 応募された作品又は活動は、本コンクールの報告書、その他広報等において、無償で使用するものとします。
なお、受賞された作品又は活動を公表等する場合は、設計者名、施工者名は公表いたしますが、建築主の個人名は公表いたしません。

《主催》 島 根 県

《後援》 一般社団法人島根県建築住宅施策推進協議会

(一社)島根県建築士会、(一社)島根県建築士事務所協会、(一社)島根県建設業協会、(一社)島根県建築技術協会、(一社)島根県住まいづくり協会、
(一社)島根県建築組合連合会、(一社)島根県電業協会、(一社)島根県管工事業協会、(一社)島根県浄化槽協会、(一社)島根県木材協会、
石州瓦工業組合、島根県建具協同組合、島根県畳事業協同組合、協同組合建築技術センター、(一財)島根県建築住宅センター、
(公社)全日本不動産協会島根県本部、(一社)日本塗装工業会島根県支部、(公社)島根県宅地建物取引業協会、
島根県瓦工事業組合、島根県東部地区瓦工事業組合



しまね 建築・住宅 コンクール

令和6年度

Architecture & Houses
Competition in Shimane

島 根 県

令和6年度

Architecture & Houses Competition in Shimane

しまね建築・住宅コンクール

募集要領

① 募集テーマ

しまねの暮らし・住まい方
— 新たな日常のなかで、笑顔で暮らせる島根を目指して —

② 募集要件

- 島根県内において令和6年9月20日までに整備又は実施されたものであって、下記に該当するものです。
- 応募は自薦・他薦を問いません。個人・団体・企業、自治体等どなたでも可能です。
- 応募の部門は、**建築物部門** **活動部門** の2種類があります。

建築物部門



概ね5年以内に建築（新築、増築、改築または移転）、修繕、又は模様替えされた建築物（建築物の一部またはその敷地を含む）であって、募集テーマに即した、以下のいずれかに該当するもの

- ① 建築主、利用者などに配慮したもの
- ② 地域特性を活かしたもの
- ③ 既存建築物を活用したもの
- ④ 環境に配慮したもの
- ⑤ 新たな生活様式への提案であるもの
- ⑥ 今後のモデルとして、波及効果が期待できるもの

例えば

- 楽しく子育てができるよう工夫がされた家
- 地域の活性化を目的としたコミュニティ施設
- 空き家を活用した施設
- ゼロエネルギーを目指した住宅
- テレワーク対応の住宅やコワーキングスペースを設けた施設

など

活動部門



募集テーマに即した住生活に関連する取組や活動であって、以下のいずれかに該当するもの

- ① 地域特性を活かしたもの
- ② 地域住民への意識啓発に効果的なもの
- ③ 住民や地域に貢献しているもの
- ④ 積極的、継続的に取り組まれているもの
- ⑤ 新たな生活様式への提案であるもの
- ⑥ 今後のモデルとして、波及効果が期待できるもの

例えば

- 使われなくなった建物を活用して行われているまちの活性化活動
- 地震等の自然災害に備えた地域での取組
- 高齢者世帯、子育て世帯に対する地域での居住支援活動

など

※活動そのものを評価の対象とします。
活動が行われている建物については評価の対象外です。

※応募された作品又は活動の内容によっては、応募された部門と異なる部門で表彰する場合があります。

働き方改革によって、住まい方の多様化が進む中、コロナ禍を契機として日々のライフスタイルは大きく変化してきました。テレワークの普及により家にいる時間が増え、今までとは異なった暮らし方も生じています。コワーキングや地方居住・多地域居住といった考え方も注目され、住環境のあり方も変化してきています。

県土の多くを中山間・離島等地域が占め、人口減少・少子高齢化という課題を抱える島根県において、自然、歴史、文化等を活かした「島根ならではの“新たな日常”」への対応を、住宅・建築物の整備事例や住環境に関する取組等を通じて、広く県民に紹介していきます。今年度も多くの応募をお待ちしています。

③ 応募方法

応募書類については、記入要領を参考にして次の書類を提出してください。

応募書類		建築物部門	活動部門
応募用紙（様式1）		●	●
写真（様式2）※1		●	●
応募概要等を説明する資料 （可能な限り添付する）	平面図・説明書等	▲	—
	パンフレット・活動報告書等	—	▲

※1. 写真は建築物の全景や応募の主旨が判るもの（枚数6枚以内）

応募用紙配布場所

- 島根県土木部建築住宅課
- 隠岐支庁県民局建築部
- 東部県民センター建築部及び各地域事務所建築部（雲南、出雲）
- 西部県民センター建築部及び各地域事務所建築部（県央、益田）
- 各市役所・町村役場建築行政担当課
- （一財）島根県建築住宅センター

なお、応募用紙及び応募用紙記載例は、以下のホームページにも掲載しています。

▶ 島根県（土木部建築住宅課）

島根県 建築住宅課



▶ （一財）島根県建築住宅センター

（一財）島根県建築住宅センター



応募書類の提出先

一般財団法人 島根県建築住宅センター

〒690-0842 松江市東本町二丁目60番地 すままちプラザ2階 TEL.0852-26-4577 E-mail:info@shimane-bhc.or.jp

● 応募書類はお持ちいただくか、**郵送**または**メール**でも受け付けています。

④ 応募締切

令和6年9月20日**金**必着（郵送の場合、当日の消印のあるものは有効とします。）

⑤ 問い合わせ先

一般財団法人 島根県建築住宅センター ☎0852-26-4577

〒690-0842 松江市東本町二丁目60番地 すままちプラザ2階 FAX.0852-25-9581 E-mail:info@shimane-bhc.or.jp